

第 15 号

熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県風俗案内業の規制に関する条例（平成30年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号エ中「第50条第1項第4号」を「第50条、第51条第1項第4号」に、「第52条第1号又は第53条第1号」を「第53条第1号又は第54条第1号」に改める。

附 則

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第45号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。